

神奈川県職員の懲戒免職を求める決議に関する陳情

1. 陳情の要旨

神奈川県職員である榊枝伸和氏及び高橋良治氏の地方公務員法を無視した忠実義務違反、任務懈怠行為は、平穩に請願する者に対する差別であり、憲法第16条に抵触する。従って、両氏を懲戒免職に処すべきであるが、監査委員会の形骸化により監査が御座なりになっている為、県議会に両氏の懲戒処分を求める決議をするよう陳情する。

2. 陳情の理由

医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いものであった為、則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。

告訴状

令和3年4月9日

横浜地方検察庁 検察官 殿

〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20

告 訴 人 医療法人社団則天会

代表者理事長 田宮秀次郎

〒231-0588 横浜市中区日本大通1

被告訴人 黒岩祐治

同所 被告訴人 水町友治

同所 被告訴人 岡田計一

同所 被告訴人 佐久間剛

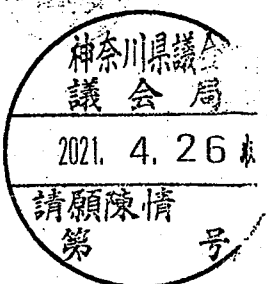
同所 被告訴人 廣瀬剛彦

同所 被告訴人 高橋良治

同所 被告訴人 今井雅裕

同所 被告訴人 榊枝伸和

同所 被告訴人 市村勇作



上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、嚴重に処罰されたく告訴致します。

第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、被告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行ない、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行なわせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。（以下略）

ところが、神奈川県は最初の処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したのにも係わらず、違法行為に係わった県職員の処分を行っていないと思われる。そこで、特に、地方公務員としての忠実義務違反、任務懈怠、憲法違反の著しい榊枝伸和氏及び高橋良治氏を懲戒免職に処するように、県議会の決議を求める。

以上

令和3年4月26日

神奈川県議会議長 御中

神奈川県逗子市桜山4丁目1番20号

医療法人社団則天会

理事長 田宮秀次郎

電話 046-872-7500

